○農林水産省告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山口県山口市徳地野谷字火ノ迫一〇二九五の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県田村市・双葉郡葛尾村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁並びに田村市役所及び葛尾村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県瀬戸市春雨町二二の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大野瀬町ネサキ二三の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市小川字井口一三六一の八、一三六一の九

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○農林水産省告示第六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県小林市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市中津江村合瀬字ミシケ一五五四の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字五六　一の九四から一の九七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町八橋字谷合二四の一七・二五の六・二五の一五（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・二五の九・二五の一四（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町井の谷一の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町井の谷一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県大竹市玖波町字向田二〇九の一・二一二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び大竹市役所に備え置いて縦覧に供する。）